

事後調査について

1. 法等における事後調査の位置付け

(1) 現行の環境影響評価制度における定義

環境影響評価法（以下「法」という。）第14条1項7号（八）に基づき、事後調査は環境保全措置が「将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合」に行う「環境の状況の把握のための措置」

として位置付けられている（別紙1参照）。事後調査の要件や内容は、法に基づく基本的事項（環境庁告示第八十七号）に沿って、主務省令で定められている。

基本的事項においては、事後調査は

「工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査」

とされており、環境への影響の重大性に応じ、

- ・ 予測の不確実性が大きい場合
- ・ 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- ・ 工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- ・ 効果の不確実性等が懸念される代償措置を講ずる場合

等において事後調査の必要性が検討される（別紙1参照）。主務省令においては、基本的事項の要件を満たす場合には事後調査を行わなくてはならないこととされている。

(2) 報告・公表に関する規定

法においては、事業者が、環境影響評価書に記載されているところにより事後調査を実施し、当該調査結果を踏まえた環境保全措置を適正に実施しているかについて、報告・公表するという法律上の規定は設けられていない。

基本的事項においては、「事後調査の結果を公表する旨」を明らかにできるようにすることとされ、主務省令においては、「事後調査の結果の公表の方法」を準備書に記載するよう規定されているが、公表すべき具体的内容は示されていない。

(3) 期間・頻度に関する規定

基本的事項においては、事後調査の終了の時期、頻度についての規定はない。

(4) 事後調査結果を踏まえた対応に関する規定

基本的事項においては、「事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合等の対応の方針」を明らかにできるようにすることとされているが、当該方針の報告・公表に関する規定はない。

2. 条例における事後調査の位置付け

(1) 報告・公表に関する規定

地方公共団体においては、47 都道府県及び 14 政令指定都市の環境影響評価に関する全ての条例では、事後調査に係る手続が定められている。このうち 34 都道府県及び 9 政令指定都市においては、法対象事業についても事後調査の手続を行う旨を規定している¹。

全ての条例において、事後調査報告書を首長へ送付する報告手続が規定されている（表 1 参照）。また、首長が事業者や許認可権者に意見を述べる等の指導を行うことができる仕組みが多くみられる。

また、事後調査報告書が提出された場合、およそ半数の地方公共団体で「公告・縦覧」を行う規定を持つ。47 都道府県及び 14 政令指定都市に対して環境省が行ったアンケート調査（以下、「自治体アンケート」という。）によると、「公告」、「縦覧」、「公表」等をあわせると 2/3 の条例で何らかの形で事後調査報告書が事業者から提出された旨を公表する規定を有する。事後調査結果自体を地方公共団体のホームページに掲載する例も一部で見られる。

表 1 条例に規定する事後調査結果の公表方法²

事後調査結果の公表方法に関する条例規定内容	地方公共団体数
公告・縦覧	32(22)
公告	2 (2)
縦覧	2 (2)
公表	2 (2)
縦覧	1 (1)
規定なし	22(14)

事後調査報告書の記載事項は、地方公共団体によって異なるが、事業の進捗状況や事後調査の項目・手法、実施時期、事後調査結果、環境保全措置の実施状況、事後調査結果を踏まえた対応方針等が含まれている（表 2 参照）。

¹環境影響評価制度総合研究会報告書（資料編）平成 21 年 7 月

²自治体アンケート調査。かっこ内は条例において法対象案件についても公表を規定している件数で内数

表2 条例で規定される事後調査報告書の記載事項(例)³

地方公共団体名	事後調査報告書の記載事項に関する条例規定内容
沖縄県	(1) 事業者の氏名及び住所,対象事業の名称,目的及び内容,対象事業実施区域の概況,地域概況 (2) 対象事業の実施の状況 (3) 事後調査の項目及び調査の手法 (4) 事後調査の結果の概要 (5) 事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討の結果 (6) 事後調査の結果により必要となった環境の保全のための措置 (7) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (8) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にはその者の氏名及び住所
仙台市	(1) 事業者の氏名及び住所 (2) 対象事業(法対象事業)の名称,目的及び内容 (3) 対象事業(法対象事業)が実施される区域 (4) 対象事業(法対象事業)に係る評価書に記載された関係地域の範囲 (5) 対象事業(法対象事業)の実施状況 (6) 環境の保全及び創造のための措置の実施状況 (7) 事後調査の項目及び手法 (8) 事後調査の結果 予測結果と比較検討が可能なように整理する。 (9) 調査結果の検討結果及び今後講ずる措置 (10)事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にはその者の氏名及び住所 (11)その他

(2) 期間・頻度に関する規定

条例において、運用上の期限を含め、事後調査の期間や頻度を定めているケースは少ない。期間や頻度を定めている場合については、工事の完了後3年又は5年と具体的な年数を定める例もある一方、「予測対象時期や事後調査計画書にあらかじめ記載された期間」、「供用後の環境状態が定常状態で維持されることが明らかとなるまで」と具体的に定めていない例もある(表3参照)。

表3 条例で規定される事後調査の期間⁴

事後調査の期間に関する条例規定内容	地方公共団体	
着手後、工事又は事業の完了後から5年までの間	3(2)	神奈川県、岡山県、横浜市 (三重県、大阪府)
着手から施設等の供用後概ね3年	0(2)	(福井県、兵庫県)
予測対象時期	1(1)	東京都(埼玉県)
事後調査計画書に記載した期間	0(1)	(栃木県)
供用後の環境状態が定常状態で維持されることが明らかとなるまで	1(0)	沖縄県

(3) 事後調査結果を踏まえた対応に関する規定

条例においては、前述のとおり、多くの場合、事後調査報告書に事後調査結果を踏まえた対応方針が記載されることとなっている。

³環境影響評価に関する条例、施行規則、技術指針に基づき作成(一部省略、要約)

⁴自治体アンケート調査。カッコ書きは運用上の期限を設けている地方公共団体を示す。

3. 事後調査の実施状況について

(1) 期間・頻度

法対象事業の事後調査に係る期間及び頻度は、公開された情報や環境省が実施した法対象事業の事業者に対するアンケート調査結果⁵（以下「事業者アンケート」という。）によれば、事業の進捗状況、環境保全措置の特性により様々である。例えば、1つの対象事業に限っても、調査項目によって期間や頻度が異なる（表4参照）。

事業者アンケートでは、事後調査の対象項目がある事業32件の全てにおいて事後調査を実施していた。

事後調査の終了判断については、「環境影響評価審査会での答申」、「地方公共団体との協議の結果」、「有識者との協議の結果」など、第三者による判断を伴う例が多かった（表5参照）。

表4 事後調査の頻度(例)⁶

事業種	事業名	事後調査（工事中）				
		項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
飛行場	与那国空港 拡張整備事業 H14.9 評価書 公告	水の濁り (SS・濁度)	1回/年	2回/年 連続33日間 地点変更	2回/年 連続33日間 地点変更	2回/年 連続96日間 地点変更
		水象 (透視度・水温・塩分)				
		サンゴ類調査		1回/年	1回/年	2回/年 地点追加
		オカヤドカリ類	1回/年 放逐実施	1回/年 放逐実施	1回/年 放逐実施	4回/年
		植物調査 (重要な種: イマツ, モル ヤクウ, ハリツルマサキ, ヤエマラス コガシ, ヤエマラセイウ)	植栽実施前 植栽実施時 2週間後 1ヵ月後	台風後 1年後	台風後 2年後	台風後 3年後
		植物調査 (アダン)				植栽実施 植栽区域 変更

⁵法に基づく手続を完了した事業119件（平成20年3月末現在。経過措置を含む。）の事業者に対して環境省が実施。法に基づく手続を完了した事業56件から回答あり。第3回環境影響評価制度専門委員会 資料3参照。

⁶平成15年度～平成18年度に発行された与那国空港拡張整備事業事後調査報告書に基づき作成。

表5 事後調査の実施期間及び終了判断(事業者アンケート)⁷

事業種	事業名	事後調査			
		項目	実施期間	終了時期	終了判断
飛行場	A事業	水の濁り (SS・濁度)	5年 2ヶ月	H21.8	・環境影響評価審査会の答申
		水象 (透視度・水温・塩分)			
		サンゴ類調査			
		植物調査(重要な種)			
		植物調査(アダン)			
発電所	B事業	水温・塩分の水平及び 鉛直分布	2年 9ヶ月	H19.1	・事業活動の内容が計画通りであり、かつ環境の状況が予測の範囲内にあることを自ら確認したため ・地方公共団体との協議の結果
		河川の流量	1日	H17.1	
		現況再現計算	1日	H17.1	
	C事業	冷却塔からの白煙	1年	H19.8	・事業活動の内容が計画通りであり、かつ環境の状況が予測の範囲内にあることを自ら確認したため ・環境影響評価書にて期限を1年と定めていたため
土地 区画 整理	D事業	ホンドイタチの生息確認	3ヶ月	H16.2	・有識者との協議の結果
		メダカ保護池設計時 ヒアリング 保護池施工・個体移動	1年 3ヶ月	H18.2	

(2) 公表

公表については、事業者アンケート結果から、全部の調査項目が実施されていた32件のうち約7割(22件)が何らかの方法で結果を公表したと回答した(表6参照)が、一般的なインターネットによる検索で結果が確認された事業は約3割(8件)と限られていた。

公表方法としては、条例に基づき「地方公共団体が公表」が最も多く、次いで「事業者のホームページに掲載」であった。

表6 事後調査結果の公表方法(事業者アンケート)

法事後調査結果の公表方法	回答数 (重複有)
条例に基づき事後調査の結果報告書などを首長に提出し、地方公共団体が公表 (公表方法は条例の規定による)	10
事業者の自主的な取組として地方公共団体に報告し、地方公共団体が公表	1
事業者のホームページに掲載	7
住民向け説明会等で資料を配付	2
上記以外の方法で公表	7

⁷ 事業者アンケート調査結果に基づいて事業を抽出した上で、各事後調査報告書に基づき作成。

(3) 事後調査結果を踏まえた対応

事業者アンケート結果から、事後調査の結果を受けて何らかの対応を行った事業は、32件中4件あった(表7、8参照)。

自治体アンケート結果によれば、事後調査において予測と異なる結果や新たな希少動植物の発見等により追加措置が必要になった事例が15地方公共団体においてあった。

表7 事後調査結果を踏まえた対応(事業者アンケート)

法事後調査結果を踏まえた対応内容	回答数
全部の調査項目で、評価結果を評価中又は検討中。	4
全部の調査項目で、調査結果が予測結果と同等であったこと等から、何も行っていない。	24
一部の項目で、評価書記載以外の環境影響や保全対象が見つかった、又は調査結果が予測結果よりも悪かったこと等から、何らかの対応を行った。	4

注)「一部の項目で、評価書記載以外の環境影響や保全対象が見つかった、又は調査結果が予測結果よりも悪かったこと等から、何らかの対応を行った。」の内訳は、一部の調査項目で「環境保全措置の改善又は追加を実施した」「改善又は追加を検討中」(3件)及び「原因を分析中であり、環境保全措置の改善又は追加が必要かどうかは未定。」(1件)であった。

表8 事後調査結果を踏まえた対応(自治体アンケート)

条例事後調査結果を踏まえた対応内容	回答数 (重複有)
事後調査結果が予測と異なったため追加措置を実施した。	9
移植された動植物が予測と異なる結果となった。	4
希少動植物の発見による追加措置の実施。	2
猛禽類の継続調査と調査結果の反映。	1
その他	2
(参考)対応の具体例 ・事後調査で保全すべき動植物を発見したことから、この動植物に関して環境保全措置を再検討した。 ・オオタカの営巣発見に伴い、追加措置を実施した。 ・道路事業の騒音調査結果が予測と異なり、環境に著しい影響を与えるものとして追加措置を事業者に要請した。 ・希少植物の移植地が台風による土砂災害で深刻な影響を受けたため再移植した。 ・レクリエーション施設用地造成事業で、施工時の濁水が予測を超えたため、別の調整池を経由して排水することとした。	

注)事後調査において予測と異なる結果や追加措置が必要になった事例があるとの回答が15自治体からあった。

(4) 事後調査結果を踏まえた対応に関する具体的事例

事後調査結果を踏まえた対応については、既に公表された事後調査報告書等で確認することができる。法対象事業で、条例に基づき作成・公表された事後調査報告書においては、

- ・事後調査結果を踏まえて環境保全措置の変更が行われた事例
- ・環境保全措置が成功せず、詳細検討を行った事例

等が見られる。

具体的には、以下の事例のとおりである（詳細は別紙参照）。

< 事後調査結果を踏まえて環境保全措置の変更が行われた事例 >

・鬼怒テクノ通り（別紙事例1）

事後調査として、計画路線周辺に自生する貴重植物を対象に、工事実施中の個体の生育状況の把握が行われた。ミズニラ（環境省レッドリスト準絶滅危惧種）生育地の一つで個体数減少が確認されたことから、除草を行っている。

・与那国空港拡張整備事業（別紙事例2）

事業実施区域で捕獲した個体を他地区に放逐する環境保全措置を実施するオカヤドカリ類（環境省レッドリスト絶滅危惧類、準絶滅危惧類、国指定天然記念物等5種類）について、事後調査結果から、環境保全措置に係る目標「放逐先に先住するオカヤドカリ類の種組成を攪乱しないこと。」「放逐先の環境収容力の範囲内で放逐したオカヤドカリ類が生残できること。」の考察を行ったところ、一部放逐先の環境収容力が低下していることが判明した。

このため、環境収容力が低下し、放逐実績もない区域を放逐先から除外するなどの環境保全措置の変更が行われた。

・仙台市高速鉄道東西線建設事業（別紙事例3）

評価書で、影響低減が可能と予測された植物重要種4種と影響を想定しなかった6種について、事後調査において、直接影響がある地点での生育が新たに確認された（H18）。その後、全体的影響が少ない新たな工事用道路計画案を採用した。

< 環境保全措置が成功せず、追加対策を行った事例 >

・コスモ石油四日市発電所（別紙事例4）

事後調査結果から、保全対象種として保全池に移植したツツイトモ（環境省レッドリスト絶滅危惧類）、カワツルモ（環境省レッドリスト準絶滅危惧類）については、育成できず、将来にわたる保全池での自然更新は不可能であると判断、ヨシの保全池として利用維持することとした。

4 . ポイント

法では、事業者が環境影響を調査、予測及び評価した上で、不確実性を補う観点から必要に応じて事後調査を実施することが位置付けられているが、事後調査の報告・公表に関する規定は設けられていない。事業者アンケート結果によれば、約7割の事業者において、何らかの方法で事後調査結果を公表したと回答したが、一般的なインターネットによる検索で事後調査結果が確認された事業は約3割と限られていた。

条例では事後調査の実施、手法、報告、公表等の手続が規定されており、事後調査報告書の記載事項については項目ごと（大気環境、生態系等）の調査結果、環境保全措置の実施状況、調査結果を踏まえた対応方針等が規定されている。ただし、条例において事後調査の期間・頻度を具体的に規定している例は少ない。

公開された事後調査報告書においては、事後調査結果を踏まえて環境保全措置の変更が行われた事例や、環境保全措置が成功せず追加対策を行った事例も見られる。

事例1 (道路) 鬼怒テクノ通り 経過措置案件

事業実施区域 栃木県

事業主体 栃木県

事業規模 一般国道の新設事業 4車線・11km

評価書公告 平成13年4月(平成13年12月着工、平成17年11月一部供用)

【環境影響評価書】

- ・「環境保全措置の検討」において、貴重植物について事後調査に関する記載がある。

環境保全措置の検討

植 物 (抜粋)

1. 工事中

現地調査で確認されている貴重な植物について必要な保全対策を講じる。また、工事中に貴重な植物が確認された場合、関係機関の協力を得ながら保全対策を講じる。

貴重植物の移植を行う場合は、専門家の指導、助言を得て、日照や湿気等の生育環境が適した場所及び移植に適した時期等について、事前に十分検討して実施する。また、移植等の環境保全措置を実施する場合には、その方法、効果の不確実性を考慮し、専門家の指導、助言を得ながら事後調査を実施し、必要に応じて適切な措置を講じる。

出典：鬼怒テクノ通り環境影響評価書

【事後調査の結果(工事中)(例)】

- ・計画路線周辺に自生する貴重植物を対象として、工事実施中の個体の生育状況の把握が行われた。ミズニラ生育地の一つで個体数減少が確認されたことから、除草を行っている。

貴重植物 (抜粋)

ミズニラの個体数の減少は、水路脇の雑草による被陰が原因の一つであることが、昨年の段階で考えられていた。そのため、雑草が繁茂する6月末と7月末に除草を行った。

9月調査では5月や7月調査時よりも個体数が大きく増加していた。水の流れや量、水質など見た目変わった形跡はなく、除草したことで個体数が増加した可能性もある。

出典：平成18年度鬼怒テクノ通り環境影響評価事後調査報告書【真岡北バイパス工区】

事例 2（飛行場）与那国空港拡張整備事業

事業実施区域	沖縄県
事業主体	沖縄県
事業規模	飛行場拡張整備事業（滑走路延長）1,500mから2,000mへ延長
評価書公告	平成 14 年 9 月（平成 15 年 8 月着工、平成 19 年 3 月供用）

【環境影響評価書】

環境影響評価書において、オカヤドカリ類の事後調査を行うこととしている。

第 8 章 事後調査

工事の実施による影響の程度を把握し、環境の保全に努めることを目的として行うものである。

(1) 事後調査の必要性

土砂による水の濁りや生息場所が一部消失することによる影響を低減するために実施する環境保全措置が有効であるかどうかを確認するため、事後調査を実施することとする。

(2) 事後調査の概要（抜粋）

事後調査の概要は、下表に示した。

項目	工事中	供用後	調査手法
オカヤドカリ類調査			調査期間 年 1 回（産卵期〔旧暦 7 月頃〕、供用開始後は 5 年間（年 1 回）とするが、必要に応じて期間延長を行う。 調査範囲 対象事業実施区域、周辺地域及び放逐場所 調査方法 ルートセンサス法、落とし穴法、ラインセンサス法により、生息個体数、繁殖個体の個体数、繁殖場所、移動経路の確認を行う。また、放逐場所では、同時期にルートセンサス法、落とし穴法、ラインセンサス法により、生息個体数及び繁殖個体の個体数の確認を行う。

(3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、関係機関（沖縄県文化環境部、与那国町、沖縄県教育庁）と協議し、必要に応じて追加調査を行う等、適切な措置を講じるものとする。

(4) 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果については、沖縄県環境影響評価条例第 49 条第 2 項の規定に基づき評価書縦覧場所において公開する。

(5) その他事後調査の実施に関し必要な事項

事後調査の実施にあたっては、工事着手前に関係機関及び専門家の意見を聴取しつつ調査計画を作成し、沖縄県環境影響評価条例第 49 条第 2 項の規定に基づき事後調査報告書の作成、県知事への送付及び公告縦覧等を実施する。

また、オカヤドカリ類の調査時に産卵移動経路の妨げ等が見られる場合には、専門家と協議し、生息に負荷を与えないよう適切な対策を講じる。

出典：与那国飛行場拡張事業に係る環境影響評価書

【事後調査の結果(例)】

オカヤドカリ類

- ・オカヤドカリ類の保全措置として事業実施区域で捕獲したオカヤドカリ類を他区域に放逐するにあたり、「放逐先に先住するオカヤドカリ類の種組成を攪乱しないこと。」「放逐先の環境収容力の範囲内で放逐したオカヤドカリ類が生残できること。」の2つの目標が重要とされている。
- ・事後調査結果から上記目標の考察を行い、環境収容力が低下し、放逐実績もない区域を放逐先から除外するなどの環境保全措置の変更が行われた。

本事業では、オカヤドカリ類の保全措置として事業実施区域で捕獲したオカヤドカリ類を他区域に放逐することとなっているが、その実施にあたっては、次の2つの事項が重要な目標となる。

- ・放逐先に先住するオカヤドカリ類の種組成を攪乱しないこと。
- ・放逐先の環境収容力の範囲内で放逐したオカヤドカリ類が生残できること。

平成18年度は、平成17年度事後調査を踏まえ、環境収容力が低下して放逐実績もない空港東側を放逐先から除外し、ウブドゥウマイ浜だけを放逐先とした。

放逐先のウブドゥウマイ浜では、平成17年度事後調査後に多数のオカヤドカリ類が放逐されたことから、継続して生息状況調査及び生息環境調査を実施した。その結果、当該放逐先の種組成に変化は見られず、また、環境収容力や生残の可能性についても特に問題は見られなかった。そのため、ウブドゥウマイ浜を放逐先としたオカヤドカリ類の保全措置は、当該浜のオカヤドカリ類に負荷を与えることなく効果的に実施されたと評価した。

出典：与那国空港拡張整備事業に係る環境影響評価事後調査報告書（平成18年度工事中）

事例3（鉄道）仙台市高速鉄道東西線建設事業

事業実施区域 宮城県

事業主体 仙台市

事業規模 地下鉄建設事業 約14km

評価書公告 平成17年8月（平成19年2月着工、平成27年頃供用予定）

【環境影響評価書（抜粋）】

環境影響評価書中、事後調査計画書の記載は以下の通り。

動物	工事の実施 鉄道施設の存在	オオタカ	行動圏等の調査を行います。	施工時:毎年(繁殖期) 供用後:供用後3年 (繁殖期)
植物	工事の実施	植物相及び植物群落	切土が生じる工事用道路周辺の現地調査を行います。	施工前:三季 供用後:三季

【事後調査の結果(例)】

オオタカ

建設予定地の直近でオオタカの繁殖が確認された（H18～）ことから、影響を低減するため、段階的に建設機機械を稼動することなどにより建設工事を猛禽類に慣れさせていくコンディショニングと、人工巣による営巣地の誘導を実施した。

【オオタカに関する環境保全措置の実施（人工巣の設置）】

事後調査を実施する中で、オオタカの営巣が確認された。平成18年にオオタカが繁殖に利用した \blacksquare は、 \blacksquare に存在しており、この地点で継続して繁殖が行われた場合には、環境影響評価で実施することとした環境保全措置では影響の低減は困難と予測された。

このため、青葉山周辺を事業地とする実施主体間による検討組織（「青葉山周辺事業に係る関係課長会議」^(※1)）に猛禽類の専門家を加え、オオタカへの影響の回避・低減を図るための環境保全措置について再検討を行った。そこでは、 \blacksquare から離れた箇所人工巣を設置し、営巣地を誘導する措置を試みる事が提案され、「人工巣に係る事例の整理」、「人工巣適地選定調査」、「騒音測定調査」など、人工巣設置に際しての詳細な検討がなされた。その検討結果に基づき、平成18年12月11日から15日にかけて下記のとおり人工巣を5箇所を設置した。その位置は図7-1-1-2に示すとおりであり、その詳細及び設置状況は表7-1-1-2、写真7-1-1-1に示すとおりである。

平成19年は、これらの人工巣も含め、オオタカがいずれの地点で繁殖するか調査するとともに、その位置に応じて対応を検討することとしている。

植物種

評価書で、工事中道路の適切な計画設定により影響低減が可能と予測された植物重要種4種と影響を想定しなかった6種について、直接影響がある地点での生育が新たに確認された(H18)。その後、新たな工事中道路計画案を想定し、評価書案と比較検討の後、全体的影響が少ない新計画案を採用した。

2.1 植物種

事後調査の結果、評価書で環境保全措置により影響の低減が可能とされたオトコヨウゾメ、オヤリハグマ、ヒメシャガ、シュンランについて、直接的影響があると考えられる生育地点が新たに確認された。また、評価書で影響を想定していなかったアブラツツジ、トウゴクミツバツツジ、ヤブムラサキ、スエコザサ、ヒメフタバラン、カタクリについても直接的影響があると考えられる生育地点が新たに確認されたため、評価書に記載した環境保全措置では、これらの種への影響の回避・低減が十分ではないと予測された。

このため、XXXXXXXXXXについて、2つの配置計画案の比較検討を行った。その結果は、表7-1-2-1に示すとおりである。計画案2は、新たにメグスリノキの生育地点1地点への直接的影響が発生するものの、ヒメシャガ、カタクリ等の重要な植物種等の生育地の減少を最小限に留めることが可能である。

なお、工事の着手に際しては、後述の追加的環境保全措置を実施し、影響の低減に努めることとする。

環境保全措置の効果について改めて検討を行った結果は、表7-1-2-2に示すとおりである。

出典：仙台市高速鉄道東西線建設事業環境影響評価書

<http://www.city.sendai.jp/toshi/touzaisenchousei/kankyoeikyuu/index.html>

仙台市高速鉄道東西線建設事業に係る事後調査報告書（第1回）（平成19年6月11日公告・縦覧）

<http://www.city.sendai.jp/toshi/touzaisenchousei/gaiyou/pdf/houkoku.pdf>

青葉山地区実施事業におけるオオタカ保全計画書（平成20年10月）

<http://www.city.sendai.jp/toshi/touzaisenchousei/gaiyou/pdf/ootaka.pdf>

事例4（発電所）コスモ石油四日市霞発電所

事業実施区域 三重県
事業主体 コスモ石油株式会社
事業規模 発電所新設 22.3万kW
評価書公告 平成12年4月（平成12年9月着工、平成15年7月供用）

【環境影響評価書（抜粋）】

環境の保全のための措置：希少種であるツツイトモ及びカワツルモ生育環境の保全のため、保全池の維持管理

事後調査の項目：6．事後調査の項目及び手法並びに当該調査の結果（植生）
四日市霞発電所内の保全池の維持管理を表-3の計画に基づき実施

表-3 植生の調査

調査場所	調査対象種	調査期間	調査方法
保全池	ツツイトモ カワツルモ	平成17年 4月～10月	生育確認調査

調査者：(財)三重県環境保全事業団

【事後調査の結果(例)】

保全対象種として保全池に移植したツツイトモ、カワツルモについては、育成できず、将来にわたる保全池での自然更新は不可能であると判断、ヨシの保全池として利用維持することとした。

ツツイトモ、カワツルモの育成において、本対象事業区域は工業用地を目的とした埋立地で、希少植物の本来の自生地ではなく、生育環境条件が偶然整ったため存在したものと考えられます。

四日市霞発電所建設前の希少植物の分布状況は、ヨシ及びヒメガマ等の繁茂が著しく、工事に着手する前の平成12年5月の調査時点でツツイトモはすでに消失し、またカワツルモもほとんど消失していました。このため、消失する前に採取しておいた殖芽や植物体を調査機関から受け入れ、希少植物を自生させる状況に対応させるべく種々の対策を行ってきましたが、将来にわたる保全池での自然更新は不可能であると判断にいたりました。

今後は、ツツイトモ池及びカワツルモ池がオオヨシキリの生息環境目的の保全池に隣接していることから、ヨシの保全地として利用し維持を継続していきます。

出典：コスモ石油四日市霞発電所設置計画に係る事後調査報告書（H18年4月）

<http://www.eco.pref.mie.jp/assess/03/2005/cosmo.pdf>

法・基本的事項（環境保全措置及び事後調査）

環境影響評価法	<p>（準備書の作成）</p> <p>第十四条 事業者は、第十二条第一項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>七 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）</p> <p>ロ <u>環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）</u></p> <p>ハ <u>ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置</u></p> <p>ニ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p> <p>（免許等に係る環境の保全の配慮についての審査等）</p> <p>第三十三条 対象事業に係る免許等を行う者は、当該免許等の審査に際し、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。</p> <p>（事業者の環境の保全の配慮等）</p> <p>第三十八条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。</p>
---------	---

第三 環境保全措置指針に関する基本的事項

二 環境保全措置の検討に当たっての留意事項

環境保全措置の検討に当たっての留意事項を環境保全措置指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

(略)

(5) 環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理すること。この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにできるように整理すること。

(6) 選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等においては環境への影響の重大性に応じ、代償措置を講ずる場合においては当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該事業による環境への重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査(以下「事後調査」という。)の必要性を検討するとともに、事後調査の項目及び手法の内容、事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合等の対応の方針、事後調査の結果を公表する旨等を明らかにできるようにすること。

なお、事後調査を行う場合においては、次に掲げる事項に留意すること。

ア 事後調査の項目及び手法については、事後調査の必要性、事後調査を行う項目の特性、地域特性等に応じて適切な内容とするとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能なように設定されるものとすること。

イ 事後調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない事後調査の手法が選定され、採用されるものとすること。

ウ 事後調査において、地方公共団体等が行う環境モニタリング等を活用する場合、当該対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれることが明らかである場合等においては、他の主体との協力又は他の主体への要請等の方法及び内容について明らかにできるようにすること。